

菊池一族の信仰と造像活動について

萬納 恵介

はじめに

熊本県立美術館では令和元年（二〇一九）七月十九日より、特別展「日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰」を開催した（注¹）。展覧会は弥生時代から近世に至る菊池川流域の歴史文化を追った初めての試みで、菊池一族の誕生から衰退までを可能な限り網羅したことが特色の一つだった。筆者は展覧会担当者として、また仏教美術の担当者として菊池川流域に伝來した仏教美術について図録に特論を寄せた。しかし、特論は先行研究に依拠した概説にとどまり、展覧会タイトルにもなっている菊池一族の信仰について、踏み込んだ指摘をするまでには至らなかつた。本稿は、展覧会終了後に得られた知見をもとに、改めて菊池一族の信仰について論ずるものである。

菊池一族の信仰といえば、まず、菊池武重による大智禪師招聘とそれにもなう聖護寺（菊池市）、広福寺（玉名市）の建立が挙げられる。また、武光は聖福寺（福岡市）から太方元恢を招き、その師・秀山元中とともに開山として正觀寺を建立した、さらに、鎌倉五山に倣つて、正觀寺及び菊池郡内の五カ寺を菊池五山と定め、保護したことなどが知られている。

しかし、それらの活動にまつわる同時代の作例はごくわずかにとどまり、南北朝時代前後の一族の信仰の様相となると、これまで論じられることはほとんどなかつた。特に、現在は菊池神社に安置されている僧形神坐像と、北宮阿蘇神社の男女神坐像十軀については、党首である菊池武朝が発願したことが、各像の墨書銘により知られるにもかかわらず、正面から取り上げられたことはほとんどない（注²）。

そこで、本研究では、菊池一族によって発願制作されたことが確実な菊池市・菊池神社の木造僧形坐像、及び菊池市・北宮阿蘇神社の木造男神・女神坐像を取り上げる。これらはいずれも応永十年（一四〇三）に、南北朝時代末期から室町時代にかけて一族の当主であった菊池武朝をはじめ、一族によって制作された神像である。これまで神像という特性ゆえに美術史上や菊池氏の活動時期に当つては位置づけを検討されることはほとんどなかつた。しかし、幸いにも近年書籍や先述の展覧会で紹介されたことで、神像研究の機運が増しているように思う。本稿ではこれらの活動を下地に、菊池氏の信仰と造像活動を探るものである。

一 神像について

まず、各像の詳細についてみていただきたい。

(1) 菊池神社の木造僧形坐像(注3)

本像は現在菊池神社歴史館内に安置されており、菊池武士の肖像と伝えられている。明治三年（一八七〇）の菊池神社創建に伴つて移坐された際に生まれた伝承の可能性があるが、当主の座を弟武光に譲つた後に出家したとされている武士の姿を彷彿とさせる。

〔形状〕

円頂。耳孔、鼻孔をあらわすが共に貫通しない。三道はあらわさない。左手膝上で持物（亡失）を執る。右手屈臂して胸の高さで持物（亡失）を執る。衣に覆われて坐勢は不明。着衣は袖付きの内衣と法衣を着け、袈裟を偏袒右肩にして着け、左胸の位置で環を用いて吊る。

〔構造〕

木幹部は檜とみられる針葉樹の一材から彫出し、内刳は施さない。木心は中央左側に込め、木心から像の最外までは最大二四・八センチ。頭部差首。面部は耳前と頸下を通る線で別材を矧ぐ。頭部材・面部材それぞれに枘穴をあけ、面部材に差し込んだ枘を頭部材の枘穴の上側から差し込み、下にスライドさせて固定する。頸下から頸元にさらに別材を矧ぐ。両肩先は各縦一材、脚部は横一材を矧ぐ。左肩先材のみ楠材とみられる。両手首先、袖口は別材。彩色は白色顔料下地に、面相は白地に両目墨描、唇朱彩。着衣は通肩の法衣は桃色を帶びている。袈裟は不明。

〔保存状態〕

左手第二指先が欠損する。彩色各所に剥落があり、現存する彩色も剥離が進行する。

本像で特に注目されるのは、像底に次のような墨書銘が認められることがある。

大願主□後守藤原□

願□宇治氏女慈俊

應永

すなわち、肥後守藤原武朝、つまり菊池武朝が大願主、宇治氏の娘の慈俊が願主となつて制作されたと確認できるのである。制作年については、現状「應永」の年号しか確認できないが、『菊池風土記』卷三によれば、北宮、つまり現在の北宮阿蘇神社に安置されている神像のうち、武朝が大願主、慈俊が願主となつている神像には應永十年六月一日と記されているという。

大願主と願主が共通していることから、『菊池風土記』にいう神像が菊池神社像を指すことは間違いないとみられる。これにより、菊池神社像が應永十年六月一日に制作され、かつては北宮阿蘇神社に安置されていたと知られるのである。

菊池氏が代々藤原隆家の末裔と標榜してきたことは周知の事実であり、菊池氏発給文書においても、氏は藤原を使用していた。一方慈俊については、宇治氏とあることから阿蘇氏ゆかりの人物とみられる。

『新撰事蹟通考』所収の阿蘇氏系図によれば、恵良惟澄の娘は「菊池某妻」であるという。また、阿蘇家文書の正平十九年（一三六四）

七月十日付けの「恵良惟澄讓状」に「菊池女房」とあるので、この時までに嫁いだことが確認できる。以上のことから、『新撰事蹟通考』では、「菊池女房」は菊池武政の妻であり武朝の母にあたるとの見解を示している。また、断定はしないものの、慈俊が同一人物にあたる可能性も示している。

詳細は後述するが、本稿で取り上げる神像群の墨書銘に登場する人物は、現在一般に知られている菊池氏系図には認められない人物で占められている。したがって、神像群は菊池氏の構成を知ることができる一次資料でもあるといえよう。

（2）北宮阿蘇神社の木造男神・女神坐像^{注4)}

北宮阿蘇神社は菊池川のほとりに鎮座する神社で、本殿には速瓶玉命が祭られている。創建年について社伝では、永和四年（一三七八）菊池武政の時と天授元年（一三七五）武朝の時の二説がある。江戸時代に編纂された『国郡一統志』や『肥後名勝略記』では武政創建とされているが、阿蘇品保夫氏が述べているように、武政は征西府と今川了俊の間でなされた合戦の陣中にあることがほとんどであつたため、神社創建に携わることができなかつたとみられる。本稿でも阿蘇品氏の指摘に従うこととする。

さて、神像は男神像、女神像それぞれでおおむね共通しているが、まず男神像についてみていきたい。

木造男神坐像 五軀

〔形状〕

簪が付属する巾子冠をかぶり、盤領の袍をつけ、袴をはいて坐す。左手の甲を外側にして両手を腹前で合わせ、笏を執る。

〔構造〕

ヒノキ。一木造。彫眼。彩色。

冠頂から地付きまで一材から彫出し、木心は像内に籠める。持物についてはほとんどの像で亡失するが、その一に漆箔を施した笏の一部がのこるので、かつてはいざれも笏を捧げ持つていたのであろう。

面貌は、その1のみ眉根を寄せ険しい表情を見せ、他は眉根を寄せず穏やかだが、それぞれに実在の人物をモデルにしたかのように、細かな差異が見られる。

女神像については、いずれも頭髪を肩から背面に垂らし、髪際は堀あらわさない。両手は袖内で拱手する。さらに、掛帶を胸から左右上膊半ばにかけてわたし、背面中央で交差させ、先端を地付まで垂らすが、着衣形式によつて、2つのグループに分けられる。その1・2・5は、垂領の衣を三枚重ねて右衽に着ける（單一枚と桂二枚か）。これらに対し、その3・4は、盤領の袍を着ける。

〔銘文〕

銘文は一部に現状確認できないものがあるが、それぞれ像底に次のように墨書されている。

（男神像1）

大願主肥後守藤原朝臣□□

願主藤原又法師丸

應永癸未六月一日

※「六」は異筆

(男神像2)
大□

大願主藤原朝臣武朝

願主藤原都々丸

應永癸未六月一日

※本文は斜めに書く。「左四」は異筆。

左四

「左四」は異筆。

(女神像1)
□□原
□武朝

願主藤原氏女慈繁

應永□：

(男神像3)

願主肥後守藤原朝臣

武朝

右三 願主藤原道利

應永癸未六月一日

※「右3」「四」は異筆で斜めに書く。

(女神像2)

大願主肥後守藤原朝臣

武朝

左五 願主藤原氏女道朝

應永癸未六月一日

※「左5」「四」は異筆。

(男神像4)

願主肥後守藤原

武朝

(女神像3)
大願主肥後守藤原
武朝

願主肥後守藤原

朝臣武朝

願主藤原氏女東

左三

※「六」「左三」は異筆。

(女神像4)

願主肥後守藤原朝臣

武朝

願主藤原氏女東

朝臣武朝

左三

※「六」「左三」は異筆。

(女神像5)

願主肥後守藤原朝臣

武朝

願主藤原氏女東

朝臣武朝

左三

※「六」「左三」は異筆。

(女神像6)

願主肥後守藤原朝臣

武朝

願主藤原氏女東

朝臣武朝

左三

※「六」「左三」は異筆。

(男神像1)
大願□

大願□

六

大願主肥後守藤原朝臣
大願主播磨法輪

武朝

右二 願主藤原氏女慈見

應永癸未六月一日

※「右二」は異筆。

(女神像5)

右□

大願主肥後守藤原朝臣武朝

願主藤原氏女□□

五 應永癸未六月一日

※「右□」「五」は異筆。

いずれも、菊池武朝が大願主とし、願主については、男神像は男性の名前、女神像は女性の名前を記し、応永十年六月一日に制作されたことが明らかである。

この墨書銘で注目されるのは、まず武朝以外の人物は一般に知られている菊池氏系図や、現存する文書には登場しない人物ということである。

名づけの傾向についてみてみると、まず男神像2の「都々丸」は、武朝の元服前の名が「賀々丸」で、同様の名づけとなっていることから、武朝の近親者で元服前の人であることが想像できる。また、男神像4の「道朝」は、武朝と同様に「朝」の地を用いることから、同じく武朝縁故の男性とみられ、「道朝」と男神像3の「道利」は「道」の字の共通から近親者とみて間違いないだろう。

一方の女神像の墨書に登場する女性らについては、いずれも「藤原氏女」とあることからすれば、武朝の娘か、あるいは近親者とみられる。さらに女神像1の「慈躰」及び女神像4の「慈見」については、菊池神社の僧形男神坐像の「慈俊」、つまり武朝の母とみられる人物と「慈」の字を共通して用いることから、それぞれ「慈俊」とも近い関係にあつたと想像できよう。

このように、本稿で取り上げる神像群はいずれも武朝および武朝縁故の人物たちによつて製作されたことが明らかである。また、墨書銘が菊池神社像と北宮阿蘇神社像いずれも大願主、願主、年月日の順に記載されていることから、同時代に同じ背景のもとに制作されたと考えることができる。ただし、菊池神社像と北宮阿蘇神社像では像高が異なり、後述するようにことなる神を造形化したと考えられる。いずれにせよ、神像群は中世武士による神像制作の一例としてきわめて注目される存在と言える。

二 神像群の制作

本章では、神像群それぞれの尊格について検討したい。

まず先行研究において、平泉澄氏は^(注5)、北宮阿蘇神社像の造立は過去を回想した武朝の事業としたうえで、男神が武将、女神が貴婦人の風貌であること、願主が武朝をはじめとする菊池一家の女性または少年であることから、菊池家歴代の靈を祭るために作られたと推定している。ただし、平泉氏は、具体的に神像が武房か、武時か、武重か武光かをあらわしたかはわからないとする。

また、阿蘇品保夫氏は^(注6)、まず北宮阿蘇神社の勧請創建の歴史

と結びつけながら、神像群の制作を位置付けている。すなわち、阿蘇品氏によれば、北宮の地にはかつて菊池三明神を祭神とする社殿があった。

菊池三社明神は、阿蘇家文書の永享五年（一四三三）四月二十九日付け「菊池持朝契状」で触れられている神である。本文書では、菊池持朝が、阿蘇惟郷及び惟忠に対する宣誓を述べる中で、阿蘇大明神と並んで、「菊池三社大明神」の照覧に触れている。「菊池三社」つまり菊池に所在する三社を尊崇していたことが知られるが、具体的な神名は明らかでない。阿蘇品氏は、現在の北宮阿蘇神社の祭神が阿蘇十二神の第十一神である国造神であり、境内摂社には八幡、若宮、春日、新宮、山崎、天満宮、稻荷社に祭られていることから、三社はこのうちのいずれかとしている。

ところが、南北朝末か室町初期になると、北宮、つまり阿蘇十二神の第十一神である国造神を勧請して社殿が新たに創建され、神像が制作された。勧請の時期としては、南北朝の内乱終了後、武朝が今川了俊の九州政策の一環として本拠を安堵されて守護代的立場を得て、了峻失脚後の九州の政治情勢中に実力で守護大名の地位を安定させたころ、すなわち、神像が制作された応永十年であるといふ。

男神 1	不明
男神 2	左四
男神 3	「四」 「右三」
男神 4	「左二」
男神 5	「六」
女神 1	不明
女神 2	「四」 「左五」
女神 3	「六」 「左三」
女神 4	「右二」
女神 5	「五」 「右四」

曩祖、先祖、高祖と冠する則隆、隆直、能隆、武房、さらに始祖である中の関白道隆の五人を随身として制作されたもので、自身が彼らの後裔であり、広く一族に対しても崇敬を求められるべき人物であることを示したと結論付けている。

阿蘇品氏の指摘は、南北朝の対立だけでなく、一族の統制に苦慮しつつも肥後守護の地位を確保した武朝の立場を想定しつつ、神像の尊格を推測した点で注目すべきものである。たしかに、阿蘇品氏が指摘するように、北宮阿蘇神社が、宗家武朝の意図に添つて祖靈鎮護の機能を加え、一族の代表者としての権威を肥後守としてその政治的地位と重ねて強調しようとすると、神像の制作はもつとも効率的な方法であろう。こうして考えれば、武朝以下の一族が神像の制作に関与していることの背景も納得がいく。

しかし、一つ問題となつてくるのは、北宮阿蘇神社像の像底の墨書銘に異筆でそれぞれ次のような位置や漢数字が記載されていることである。

このうち、男神3の「右三」、男神4の「左二」、女神2の「左五」、女神3の「左三」、女神4の「右二」、女神5の「右四」といったように、左右いずれかに漢数字を組み合わせるのは、神像を安置する位置を示したものであろう。もつとも北宮阿蘇神社は、過去に幾度か焼失し、再建されたことがあることがあってか、現在の安置状況は必ずしもこの墨書に対応しているわけではないようである。

一方、男神3の「四」、男神5の「六」、女神2の「四」、女神3の「六」、女神5の「五」は、男女神それぞれに同一の数字が記されているものがあることから、安置する際の男女神の組み合わせと考えられる。つまり、夫婦神など特定の組み合わせに応じて神像がつくられたということで、現在確認できる限りでは、男神3と女神2は本来セットの関係にあるということである。

もちろん、阿蘇品氏が述べるよう、異筆による追記がなされて
いることは、本来の神像の性格についての解釈が変化、混乱してい
ることも考え得るが、一から六までそれぞれ二体ずつ同じ数字がふ
られていたとすれば、北宮阿蘇神社の神像は、合計で十二体存在し
ていたことになろう。

したがつて、「菊池武朝申状」で特に触れられている五者よりも
の神格が当てはまることになり、阿蘇品氏の指摘の通りには解釈で
きないことになろう。

したがつて、「菊池武朝申状」で特に触れられている五者より多くの神格が当てはまることになり、阿蘇品氏の指摘の通りには解釈できないことになろう。

この十二体という数から、特に肥後地域で該当する神格をあげるとすれば、阿蘇十二神が想起される。

阿蘇の神々の原形は、阿蘇火山を取り巻く広い地域での火山神信仰と、阿蘇の開拓にかかわった人々の祖先神が合体して生まれたものである。『延喜式』卷十によれば、阿蘇郡の式内社として建磐龍命・阿蘇比咩・国造の三社があげられているが、阿蘇の神々はこれら三神が本来中核であつた。そして、次第に他の神々が付け加えられ、それぞれの神々が阿蘇大宮司家をはじめ、その他の諸家の祖先神になるよう編成され、最終的に建磐龍命を中心とした阿蘇十二神がまつられるようになつた。

十二神の細部については、研究者によつて若干の違ひがあるが、阿蘇品保夫氏の場合は、図1のような系図を作成している（注7）。現在、阿蘇神社では、十二神を次のような構成でまつっている。

一の神殿（左手、いすれも男神）

一宮 .. 健磐龍命
三宮 .. 國龍神。

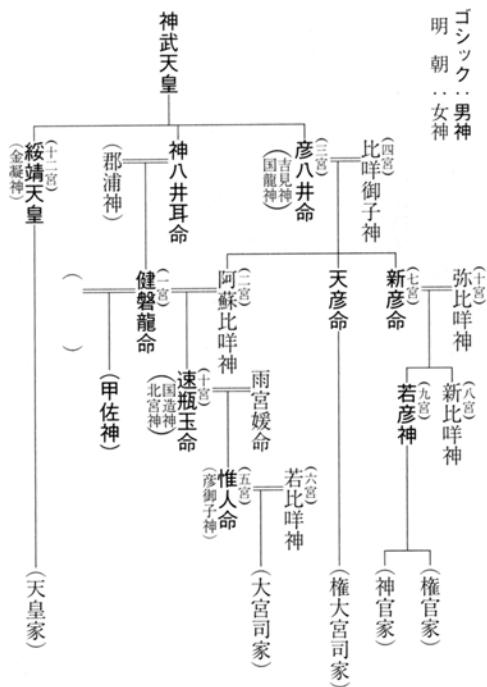


図1 阿蘇十二神系図 柳田快明『中世の阿蘇社と阿蘇氏』より転載

七宮・新彦神

九宮・若彦神

二の神殿（右手、いずれも女神）

二宮・阿蘇都比咩命。一宮の妃

四宮・比咩御子神・三宮の妃。

六宮・若比咩神・五宮の妃。

八宮・新比咩神・七宮の娘。

十宮・彌比咩神・七宮の妃。

諸神殿（最奥、いずれも男神）

十一宮・速瓶玉神

十二宮・金凝神

阿蘇品氏によれば、十二神の編成には複雑な背景や事情があり、その過程は三段階に区分されるという。ただし、少なくとも中世の時点では阿蘇十二神が男神七体、女神五体で構成されていることは知られていたらしい。

元亨元年（一三二一）三月三日付の「阿蘇社進納物注文写」は、三十三年に一度、肥後国棟別銭で神具を作り替える際、必要となる神具について記した文書であるが、それによると、「男体」七体分の衣服、刀、弓矢など、そして「女体」五体分の十二單、化粧道具などがあげられている。

また、阿蘇惟澄が大宮司であった正平十五年（一三六〇）三月十三日、阿蘇社が火災にあうが、延文五年（一三六〇）三月十六日付「阿蘇社回禄時取出并焼失具足注文写」には、中川九郎入道成仮が神体十二体を救出したことなどが記されている。

これら阿蘇文書に記載される神体が具体的にどのようなもので

あつたかは明らかでないが、それぞれの神格に応じた男女神像であった可能性はあるであろう。

以上のことから、北宮阿蘇神社には、本来阿蘇十二神を造形化した現存の十体を含む十二体の神像が安置されていたと考えられる。一方、菊池神社像については、僧形であるということから、いわゆる僧形八幡神像に該当すると考えるのが最も自然であろう。そして、同時代資料により菊池氏が八幡神を尊崇していたことも、この想像を補強する。

表は、菊池氏発給による起請文の一覧で、管見の限りでは十一通確認できる（表）。多くは大智禪師に差し出されたものだが、弥勒信仰、阿蘇大明神、東福寺のほか、四通で特に八幡大菩薩に對して宣誓するものであることが知られる。これには、延元三年（一三三八）の「菊池武重起請文」、いわゆる「寄合衆内談の事」もふくまれており、一族の結集を図るうえで、八幡神の存在がきわめて大きなものとして扱われていることが確認できる。このように起請文に八幡大菩薩が頻繁に登場するのは、菊池氏は古くから八幡信仰をもち尊崇していたと言えるのではないだろうか。したがつて、菊池神社像の造像も古くからの信仰にもとづいたもので、北宮阿蘇神社像十体と比べると一回り大きいことや、像底墨書銘に武朝とその母という一族の中心というべき存在の名があることから、八幡神が最も重要視されていたと考えることができよう。

この認識は、江戸時代のある時期まで共有されていたことが安政二年（一八五五）に、菊池川水源の渓谷から玉名郡滑石の河口まで

No.	年号	西暦	月日	文書名	差出	宛所	神仏
1	延元三年	1338	七月廿五日	菊池武重起請文	武重	松尾、惣坊主衆中	弥勒 八幡大菩薩
2	延元三年	1338	八月十五日	木野武茂起請文	木野武茂（武時5男）	鳳儀山聖護寺	鳳儀山聖護寺 阿蘇大明神
3	延元四年	1339	六月二日	菊池武敏起請文	武敏	鳳儀山聖護寺？	七仏五十余代仏祖並びに天龍護法善神 弥勒
4	興国三年	1342	三月十七日	木野武直起請文	木野武直	鳳儀山聖護寺？	鳳儀山聖護寺
5	興国三年	1342	五月三日	源長弘・藤原武澄・藤原惟武等 六名連署起請文	源長弘ら6名	鳳儀山聖護寺？	七仏五十余代仏祖並びに天龍護法善神 弥勒
6	興国三年	1342	六月 日	菊池一族連署起請文写	菊池武経ら15名	東福寺法印御坊	輪足山七仏三十三神並びに天龍護法善神 阿蘇大明神
7	興国三年	1342	八月七日	菊池乙阿迦丸起請文	乙迦丸	鳳儀山聖護寺？	七仏五十余代仏祖並びに天龍護法善神
8	興国三年	1342	八月十日	菊池武士起請文写	菊池武士	寄合衆（崎崎勘解由、林原与三、須屋 刑部、城野対馬）	八幡大神宮
9	興国三年	1342	八月十日	菊池武士起請文	菊池武士		八幡大菩薩
10	興国五年	1344	正月十一日	菊池武士請文	菊池武士	鳳儀山侍者御中	
11	天授六年	1380	七月十八日	菊池武興起請文寫	武興		八幡大菩薩

表 菊池氏発給起請文一覧

を二千分の一で描いた測量図「菊池川全図」によつて確認することができる（図2）。絵図の現在北宮阿蘇神社が建つ地には神社の社殿と森が描かれているが、注記は「八幡宮」となつてゐる。これが当時八幡神を主祭神としてまつっていたことから書き込まれたのかは明らかではないが、少なくとも当時において八幡神が重要な位置を占めていたことは間違いないだろう。

では、一方の阿蘇十二神の造形化についてである。

先にみたように起請文にも阿蘇大明神は登場するが、肥後国鎮守として登場するにすぎず、菊池氏にとつて特別に尊崇の対象だったとは言い切れない点があり、神像を制作する理由としては若干疑問がある。そこで、応永前後の菊池の動向を探つてみると、阿蘇氏との関係性が制作のきっかけとなつた節がある。

三 応永期の菊池氏の動向について

それでは、神像群が制作された応永期、菊池氏はどのような位置にあつたのであらうか。

周知のよう、文中元年・応安五年（一三七二）、室町幕府より九州探題に任じられた今川了俊が九州に到着すると、各地で南朝勢を撃破し、太宰府を制圧して、征西府は太宰府から筑後高良山に撤退せざるを得なくなつた。その後は、菊池武光、武政と菊池氏は一族の柱石たる当主が相次いで死去。武政の跡を継いだ賀々丸（武朝）は未だ元服前の年少であつた。やがて高良山からも撤退し、菊池氏は再び肥後に本拠を置くが、弘和元年・永徳元年（一三八一）には



図2 「菊池川全図」部分 菊池市教育委員会提供

内への影響力の大きさや軍事力の強大さは、菊池氏にとつて古くから重要視されていた。

最も早い時期では、平安時代末期の源平合戦の折、当時の菊池氏惣領隆直は、南郷大宮司阿蘇惟安や、益城軍の有力勢力木原守実らとともに平家に反旗を翻している。征西府の活動を支える重要な基盤だった。その重要性は、今川了俊下向に端を発する軍事的不振により、相対的に高まっていた。

たとえば、応安六年に亡くなる武政は、この年だけで五通の書状を阿蘇惟武に送っているが、四月四日付の書状では、「天下の大事、私の浮沈は今この時であり、公方（征西将軍宮）から自分宛ての御教書を心得のために進上するので見てほしいと懇願している。そして、眼病で自筆書状は困難だが、同心に感謝し、「書状では気持ちを尽くすことができません。（中略）ぜひともお目にかかりたいです」とまで述べている。

この頃の菊池氏と阿蘇氏の関係について、崎山勝弘氏は^(注8)、武政期に阿蘇氏との関係が肥後国誌・守護一国人関係から対等の同盟関係に変化したと評価した。当初、武政から阿蘇氏に対する書状では私的な依頼として征西府への協力が呼びかけられているが、後には武政が阿蘇氏の所望を征西府に取り次ぎ、征西府もその保証を約束している。

もつとも、崎山氏に対し、山本隆一郎氏は^(注9)、肥後国司・守護としての菊池氏と、国人としての阿蘇氏の関係からはより対等に近い関係になつたという側面はあるにせよ、政治交渉の面では、依然として菊池氏は征西府への注進を行なう存在として阿蘇氏の誘引に努めた、つまり対等関係とは評価できないと述べている。

この間、菊池氏は諸方に合力を依頼する文書を差し出しているが、とりわけ阿蘇氏に対しては言葉を尽くしている様子がうかがえる。阿蘇氏は肥後国一宮阿蘇社の大宮司家であり、阿蘇氏が持つ肥後国

武政亡き後も、文中三年十二月二十五日付の書状では賀々丸の幼名で惟武に合力を願い、翌五月六日にも、自分の花押すら書けない賀々丸に代わって、側近が長文の書状をしたためて送つており、惟武への期待度が高まつていたことは明らかである。

しかし、柳田快明氏によれば（注10）、惟武の訴訟に関する要求に征西府が即座に対応できていないことがうかがえるので、惟武からしてみると菊池氏、引いては征西府の対応は必ずしも満足できるものではなかつたらしい。

やがて、惟武は永和三・天授三年八月に戦死したと伝えられ、あとを継いだ惟政は若年で、南朝系大宮司、菊池氏双方にとつて厳しい状況が続くことになった。

そうした状況は、今川了俊による八代征西府攻略によつて大きな変化を迎える。当初今川氏による懷柔に激しく抵抗していた武朝だったが、最終的に了俊と妥協することで延命を図り、菊池氏が肥後守として存続できるように政治的な判断を下すことになった。了俊としても、菊池氏やその与同勢力との衝突による被害を減らし、彼らを利用して九州探題の勢力を拡大しようとする狙いがあった。この了俊の対菊池氏政策は、阿蘇氏に対しても大きな影響を与えた。

明徳四年（一三九三）七月晦日、了俊は北朝系大宮司にあたる阿蘇惟村に書状を送り、「阿蘇南郷大宮司」として、阿蘇大宮司職、四社領を安堵し、神事を興行することを求める。

その一方で、肥後守（武朝）に対し、菊池氏本宗家の延命と肥後守の立場を認め職務の遂行を命じる中で、阿蘇惟政（南朝系）の知行地を保証している。これはいわば今川氏による阿蘇大宮司家の南朝系、北朝系という分裂・並立状態を公認であり、双方への影響力

を保持するものであった。

菊池氏からしてみれば、南北朝合一後が果たされた後になつても、南朝系として内乱中から深く接近していた惟政の立場が、今川氏自らによつて保障されていたということで、引き続き阿蘇氏への影響力を保持できるというわけである。

こうした状況は今川了俊が九州探題として在任している間継続されたが、了俊解任後に引き継いだ渋川満頼は、惟村に接近した。応永四～五年に社職神領および四社領の四至堺、本領を安堵。その後も、所領の安堵や守護職、国府などの預け置きなどにかかる預かり場や書状が頻繁に出されている。

一方惟政は、幕府の上意には従うが、それ以外については否定的な態度を示しており、九州探題は惟村を優遇する傾向を示していた。

こうした状況は、肥後への影響を強めようとする渋川氏を警戒していた菊池氏としては、到底認められるものではなかつた。惟村を介して渋川氏が介入してくるとなれば、肥後守としての立場が脅かされる可能性があつたからである。

神像群の制作、特に阿蘇十二神の造形化は、これら政治的な状況の変化に対応してのことだつたのではないだろうか。すなわち、阿蘇十二神の神像の制作により、大宮司家の注目を寄せ、渋川氏の介入に対抗する狙いがあつたのである。

おわりに

以上、ここまで述べてきたように、本稿では北宮阿蘇神社および菊池神社に現存する、菊池武朝発願の神像群について、その尊格と

制作背景について述べてきた。

まず、神像それぞれの概要について述べたのちに、像底墨書銘に登場する人物について、武朝との関係性について考察した。その結果、いざれも武朝とごく近い近親者であることが確認され、從来から指摘されているように、神像群は武朝以下菊池氏の一族によつて製作された。そして、菊池神社像は菊池氏が最も信仰を寄せていた八幡神を造形化した作例であり、北宮阿蘇神社像は本来十二体からなる阿蘇十二神の造形化であることを明らかにした。これらの制作背景には、南北朝後期から室町初期までの菊池氏の微妙な立場があつた。具体的には、菊池神社像は菊池氏が最も信仰を寄せていた八幡神の造形化により、困難な状況下での菊池氏の家督を武朝が継承することの正当性を証明することが意識されていた。一方の北宮阿蘇神社像は、動乱の中、もつとも重視していた阿蘇氏に配慮して阿蘇十二神を造形化することにより、両社の結束をより強固なものとし、今川了俊去つた後に九州への影響を強めようとする渋川氏に対応する意図があつたものと考えられるのである。

少なからず推測に基づく解釈で、誤解も多々あると思われるが、その成否についてはご叱正を乞うものとして、ここで擱筆としたい。

注3 調査は平成三十一年二月十四日に実施し、筆者のはか、熊本県立美術館の有木芳隆氏と山田貴司氏が調査に参加した。

【法量】(cm)

像高 四九・一

頭頂—頸 一七・八

面張 九・九

面奥 一五・七

耳張 一〇・九

肩張 (三道下) 二五・二

胸奥 (中央) 一四・一

臂張 三二・一

腹奥 一五・五

膝張 三五・一

注4 調査は平成三十一年三月二十五日に実施し、筆者のはか、熊本県立美術館の有木芳隆氏と石丸美穂子氏、崇城大学・中西真美子氏にご協力いただいた。各像の法量は表の通り。

注5 平泉澄『菊池勤王史』(菊池氏勤王顕彰会、一九四一年)。

注6 阿蘇品保夫『菊池一族』(新人物往来社、一九九〇年)

と信仰』展(熊本県立美術館、二〇一九年七月十九日～九月一日)。

詳細については同展図録(熊本県立美術館編集・発行、二〇一九年七月)を参照されたい。

注2 神像の基本的なデータは、これまでに『県内主要寺院歴史資料

制度』(続群書類)が完成会、二〇〇五年)。

注1 「日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰」展(熊本県立美術館、二〇一九年七月十九日～九月一日)。

詳細については同展図録(熊本県立美術館編集・発行、二〇一九年七月)を参照されたい。

注7 阿蘇惟之編『阿蘇神社』(学生社、二〇〇七年)。阿蘇品保夫『阿蘇十二神の成立』(『日本歴史』四九三、一九八九年)。

注8 崎山勝弘『征西府の肥後国支配』(今江広道編『中世の史料と

年)

鈴木格禪「弥陀大智と菊池一族」『印度学仏教学研究』三八一一、
一九八九年)

青木勝士「肥後菊池市の守護町「隈府」の成立—十五・六世紀の地
方政治都市構造の復元」『熊本史学』七二・七三合併号、一九九六年)

青木勝士「肥後菊池市の居館跡と守護町「隈府」」『月刊考古学ジャ
ーナル』415、一九九七年四月)

飯沼賢司『八幡神とはなにか』(角川書店、二〇〇四年六月)

達日出典『八幡神と神仏習合』(講談社、二〇〇七年八月)

川添昭二『菊池武光』(戎光祥出版、二〇一三年六月)

(付記)

本稿執筆にあたり、調査や画像掲載については、菊池神社宮司戸高
八徳氏、同社禰宜前田澄輝氏、北宮阿蘇神社宮司佐藤信清氏、菊池
市教育委員会にご高配を賜りました。また、執筆にあたってご指導、
ご教示を賜りました方々に心から御礼申し上げます。

木造僧形男神坐像 菊池市・菊池神社



正面



背面

木造男神坐像（その1） 菊池市・北宮阿蘇神社



正面



背面

木造男神坐像（その2）

菊池市・北宮阿蘇神社



正面



背面

木造男神坐像（その3）

菊池市・北宮阿蘇神社



正面



背面

木造男神坐像（その4） 菊池市・北宮阿蘇神社



正面



背面

木造男神坐像（その5） 菊池市・北宮阿蘇神社



正面



背面

木造女神坐像（その1）

菊池市・北宮阿蘇神社



背面



正面

木造女神坐像（その2）

菊池市・北宮阿蘇神社



背面



正面

木造女神坐像（その3）

菊池市・北宮阿蘇神社



正面



背面

木造女神坐像（その4）

菊池市・北宮阿蘇神社



正面



背面

木造女神坐像（その5）

菊池市・北宮阿蘇神社



背面



正面